

## 保存版 暴風雨警報発令時の児童の下校について

陽春の候、皆様方には益々ご健勝のことと存じます。

さて、本校では標記の件について下記のとおり実施いたします。尚、このお知らせはご家庭に掲示していただき、警報発令時の児童の対処資料としてください。

登校時に臨時措置をする警報は、大阪府全体または貝塚市に下記いずれかの警報が発令された場合、安全確保のため休校となります。

### ■ 休校となる警報

#### ○ 暴風警報

○ レベル 3 大雨警報      ○ レベル 4 大雨危険警報      ○ レベル 5 大雨特別警報

○ レベル 5 土砂災害特別警報

○ レベル 5 高潮特別警報

○ レベル 5 氾濫特別警報

### 1. 上記の警報が午前7時に発令されている時

警報が出ている時は臨時休校です。(午前9時まで解除された時も休校です。)

### 2. 下校について

登校後に警報が発令された場合、天候、道路等の状況を考慮して下校させることがあります。(集団下校にて、教職員も可能な限り同行して下校します。)

### 3. なかよしホームについて

警報が発令された時は、原則として開設はされませんが、詳細は貝塚市子育て支援課からの文章をご覧ください。

#### お知らせ

\* 台風接近等による暴風警報の発令や解除の情報については、テレビのニュースやテロップ、気象庁のホームページでもご確認いただけますのでご利用ください。

\* 「泉州地域」に警報が発令された場合でも、その中に貝塚市が入っていない場合は「臨時休校」の措置を取りません。「貝塚市 警報」で検索すると、この件について書かれた気象庁のホームページで確認いただけます。また、休校措置等につきまして、本校ホームページに掲載するとともに、tetoru配信システムで連絡させていただきます。電話での対応は致しかねますので了承ください。